

答 申 の 概 要

件 名	精神障害者保健福祉手帳の申請及び発行履歴に係る非開示決定に対する異議申立て（諮問第 11 号）		
本件保有個人情報	精神障害者保健福祉手帳の申請及び発行履歴		
主な非開示理由	条例第 21 条第 3 項（保有個人情報不存在）		
実 施 機 関	静岡県知事（精神保健福祉室）		
諮 問 年 月 日	平成 21 年 1 月 26 日	答 申 年 月 日	平成 21 年 5 月 12 日
主 な 論 点	開示請求に係る保有個人情報を不存在として非開示にした実施機関の判断の妥当性		
<p><b>審査会の結論</b> 静岡県知事が非開示とした決定は、妥当である。</p> <p><b>審査会の判断</b></p> <p>1 精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）交付事務の受付及びシステムへの情報登録に係る実施機関の主張について          実際の手帳交付事務の受付は、平成 12 年度の保健福祉情報システム（以下「システム」という。）導入以降は、手帳が交付されるかどうかを問わず、申請受付の段階でシステムに申請者情報が登録され、手帳の発行についてもシステムを利用しないとできない仕組みのため、発行情報もすべてシステムに登録されている。          また、システム導入以前の手帳に係るすべての申請者情報及び発行情報についても、システム導入時にすべて一括して登録する作業を実施機関において行っている。          実施機関の主張は、手帳制度発足以来の申請者情報及び発行情報はすべてシステムに登録されており、システムを検索したところ異議申立人に係る手帳の申請及び発行履歴（以下「本件保有個人情報」という。）は存在しなかったとの主旨であり、通常の事務処理を想定すれば、その主張に特段不合理な点は認められない。</p> <p>2 異議申立人の主張について          異議申立人は、自分の知らないところで、だれかが自分を手帳の申請者とする申請を行っているはずである旨を主張するものの、異議申立書及び意見書からは、それを裏づけるものが見当たらない。また、異議申立人の意見陳述からも、その主張を裏づける具体的な証言や証拠などは示されなかった。</p> <p>3 システムの検索漏れの可能性について          当審査会は実施機関が行ったシステム検索に漏れがないかを確認するため、当審査会の庶務を処理する職員が、システム端末において、姓及び市町村コード、姓のみ並びに市町村コードのみの 3 つの方法で検索を行ったところ、本件保有個人情報は見つからず、検索漏れの可能性は認められなかった。</p> <p>4 システムへの登録漏れの可能性について          上記 1 の実施機関の主張には、特段の不合理は認められないところであるが、事務を全く懈怠する等の非常に稀な事例とはいえ、システムに手帳の申請者情報及び発行情報が登録されていない可能性を完全には排除できない。          当審査会は、システムへの登録漏れの有無を調査するため、当審査会の庶務を処理する職員を異議申立人の居住市町を管轄する保健所（以下「当該保健所」という。）に派遣し、当該保健所に保管又は保存されているすべての手帳の新規交付申請書及び更新申請書を確認したが、本件保有個人情報を見つけることはできなかった。          この調査の対象には、保存期間満了によって廃棄された文書は含まれておらず、これらの廃棄文書に本件保有個人情報が含まれていた可能性が皆無とはいえないが、システムへの登録漏れの可能性が極めて低いことと併せ、異議申立人の主張を裏づけるものが見当たらない以上、本件保有個人情報は存在しないという実施機関の主張を覆すことはできないと考えられる。</p> <p>5 結論          以上のことから、実施機関において本件保有個人情報を保有しているとは認められない。           よって、「審査会の結論」のとおり判断する。</p>			